

付議事件及び審議結果

令和7年10月定例会

令和7年10月14日上程

- | | | |
|--------|---------------------------------|----------|
| 議案第14号 | 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について | 10月21日可決 |
| 議案第15号 | 令和6年度上田地域広域連合一般会計決算認定について | 10月21日認定 |
| 議案第16号 | 令和6年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について | 10月21日認定 |
| 議案第17号 | 令和6年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について | 10月21日認定 |
| 議案第18号 | 令和6年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について | 10月21日認定 |
| 議案第19号 | 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号） | 10月21日可決 |
| 議案第20号 | 令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号） | 10月21日可決 |
| 議案第21号 | 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号） | 10月21日可決 |

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 14 号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について
- 第 5 議案第 15 号 令和 6 年度上田地域広域連合一般会計決算認定について
議案第 16 号 令和 6 年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について
議案第 17 号 令和 6 年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について
議案第 18 号 令和 6 年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について
- 第 6 議案第 19 号 令和 7 年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 20 号 令和 7 年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 21 号 令和 7 年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 一般質問
- (1) 広域連合行政について 宮 下 省 二 議員
- (2) 広域連合行政について 大 塚 博 文 議員
- (3) 広域連合行政について 佐 藤 論 征 議員

本日の会議に付議した事件

日程第1から第7まで

出席議員（22名）

第1番	古市順子	君
第2番	西沢逸郎	君
第3番	矢島昭徳	君
第4番	堀内仁志	君
第5番	滝澤栄一	君
第6番	田中信寿	君
第7番	平林幸一	君
第8番	塩澤敏樹	君
第9番	斉藤達也	君
第10番	久保田由夫	君
第11番	池上喜美子	君
第12番	半田大介	君
第13番	大塚博文	君
第14番	山崎康一	君
第16番	渡辺久人	君
第17番	宮下省二	君
第18番	飯島伴典	君
第19番	池田総一郎	君
第20番	佐藤論征	君
第21番	尾島勝	君
第22番	大日向進也	君
第23番	中村忠靖	君

欠席議員（1名）

第15番	森田公明	君
------	------	---

説明のため出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○長和町長 羽田健一郎君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 手塚明君

事務局 ○事務局長 青木卓郎君
○消防長 齋藤武昭君
○会計管理者 山口美栄子君
○事務局総務課長 清水和広君
○事務局企画課長 渋谷隆志君
○事務局地域医療対策課長 西川誠君
○事務局介護障がい審査課長 望月和俊君
○事務局ごみ処理広域化推進室長 橋詰譲己君
○消防次長(兼)消防本部長総務課長 松木宏樹君
○消防次長(兼)上田中央消防署長 関博之君
○清浄園所長 杉浦剛君
○上田クリーンセンター長 若林昭君

- 丸クセ所
子ン一長
山崎真也君
- 東クセ所
部ン一長
岩下雄司君
- 消防本部
予防課長
吉田昭雄君
- 消防本部
警防課長
竹村満弘君
- 消防本部
通信指令長
高橋浩二君
- 事務局
鈴木周平君

本会議

午前 9時30分 開 会

- * 議長（池田総一郎君） ただいまから令和7年10月上田地域広域連合議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- * 議長（池田総一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、堀内仁志議員、16番、渡辺久人議員を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

- * 議長（池田総一郎君） 次に、日程第2、諸般の報告を行います。
監査委員から報告のありました例月出納検査結果については、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

日程第3 会期の決定

- * 議長（池田総一郎君） 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今定例会の会期は、本日から10月21日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- * 議長（池田総一郎君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は8日間と決しました。

広域連合長挨拶

- * 議長（池田総一郎君） ここで、広域連合長から挨拶があります。
土屋広域連合長。

〔広域連合長 土屋陽一君登壇〕

- * 広域連合長（土屋陽一君） 本日ここに、令和7年10月上田地域広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、当広域連合の重要課題や事業について、それぞれ取組の一端を述べさせていただきます

す。

はじめに、最重要課題の一つである資源循環型施設建設について申し上げます。5月の広域連合議会臨時会で申し上げたとおり、清浄園用地を資源循環型施設の建設地として正式に決定し、6月6日、資源循環型施設対策連絡会及び地元関係団体の皆様と、資源循環型施設の建設地決定に関する基本協定の締結をいたしました。施設建設に向けた取組を切れ目なく進めており、現在は、施設の建設及び運営事業者の選定を行う資源循環型施設事業者選定委員会の立ち上げの準備を行い、11月に第1回目の委員会を開催する予定です。選定委員会は、専門的な知識を有する学識経験者を含めて構成され、選定基準の整理や事業者提案の評価など、公平かつ公正な事業者の選定に努めてまいります。

また、資源循環型施設の建設費及び運営費については、市町村の負担割合を新たに定める必要があることから、本定例会の全員協議会において内容を御説明し、その後、関係市町村議会12月定例会において、広域連合規約の変更について上程いただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

施設建設と並行して進めている周辺整備事業については、8月22日に対象となる用地の地権者説明会を開催し、用地の売却について御協力をお願いいたしました。今後も上田市と連携して取組を進めてまいります。

基本協定の締結に参加していない諏訪部自治会への対応ですが、6月27日には私も出席し、諏訪部自治会を対象に基本協定締結報告会を行い、まずは話合いに御参加いただくよう御協力をお願いしたところでございます。

資源循環型施設は、令和13年度中の稼働開始を目指しておりますが、各クリーンセンターの老朽化や運営費の増大など、廃棄物処理行政はますます厳しい状況となっております。地元の皆様とのお約束の安全、安心を第一に、一日でも早い資源循環型施設の建設に向け、鋭意努力してまいります。

次に、もう一つの最重要課題である地域医療対策について申し上げます。

地域医療を取り巻く情勢は、当圏域の慢性的な医療従事者不足や医師の高齢化に加え、昨年4月から施行された医師の働き方改革の影響もあり、救急医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。病院群輪番制を担っていただいている10病院及び後方支援病院である信州上田医療センターの皆様の大変なる御尽力により、救急医療体制が維持されていることに対しまして厚く御礼申し上げます。

こうした中、昨年、輪番制の関係機関、医師会、長野県及び市町村等で構成される上小医療圏救急医療体制検討会を立ち上げ、救急医療体制の再構築に向けた検討を重ねた結果、輪番制の継続と信州上田医療センターに医療従事者を派遣する共同利用型を併せて行うシステムとして上田スタイルを提案し、現在も鋭意取組を進めております。

また、信州上田医療センターと輪番病院との間でスムーズな転院を目的とする診療連携協定につ

いては、7月1日に東御市民病院が加わり、8つの病院と連携を進めております。

10月22日には、長野県に対しまして、当医療圏での2次救急医療の完結を目指し、医師及び看護師確保や救急医療体制の充実に向けた支援要望を予定しております。

また、11月30日には圏域住民の皆様を対象に、「考えよう！上田地域 私たちの救急医療」と題して、上田文化会館において救急医療シンポジウムを開催いたします。当日は、救急医療の最前線で活躍されている医療従事者の方々をお招きし、「救急医療現場から学ぶ」をテーマにパネルディスカッションを行う予定でございますので、多くの皆様の御参加を心よりお待ちしております。

次に、上田、丸子、東部クリーンセンターについて申し上げます。

各クリーンセンターは、一般的な耐用年数を超え、稼働から30年以上が経過していることから、施設や設備の突発的な不具合が発生する頻度は年々高くなっております。今後も、資源循環型施設の建設を見据え、計画的な修繕を行いながら、施設の延命化を図り、地域住民の皆様の生活に影響を及ぼさないように努めてまいります。

次に、斎場について申し上げます。

大星斎場及び依田窪斎場は、令和5年度に利用区域を廃止するとともに、使用料の一部を改定いたしました。それ以降、東御市から依田窪斎場を利用する方が増加しており、令和6年度は利用区域廃止前と比べて50件増加していることから、圏域住民の皆様の利便性の向上につながっていると認識しております。

大星斎場は、建設から53年が経過し、建物や機械設備の老朽化が進んでおり、依田窪斎場とともに、施設への負担軽減が喫緊の課題であります。

引き続き、両斎場の利用状況の動向を注視し、必要に応じて対策を講じるとともに、利用者ニーズの把握に努め、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、清浄園について申し上げます。

清浄園は、建設から27年が経過し、設備の老朽化に伴い、機器等の故障が増加傾向にあります。今後も計画的な点検や必要最低限の修繕を行うことにより、資源循環型施設の建設に向けて、施設を解体するまでの間、周辺環境に配慮しながら、安全で適切な維持管理に努めてまいります。

また、有機汚泥を乾燥させ焼却した肥料「サラ・さらさ」については、昨年度、清浄園で発生した有機汚泥の約75パーセントに当たる42.6トンを配布し、大変好評をいただいております。今後も、循環型社会の形成への啓発の意味も含めて配布を続けてまいります。

また、このたび、当広域連合の施設について、長期的視点に立って、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、関係市町村の財政負担を軽減、平準化し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に資することを目的として、公共施設等総合管理計画を策定いたしましたので、今定例会の全員協議会において御説明させていただきます。

次に、介護保険、障害者介護給付費について申し上げます。

当広域連合では、介護保険の認定調査及び審査会の運営並びに障害者介護給付費等審査会の運営を行っております。介護認定に関する申請件数は、現在、年間1万件程度で推移しておりますが、2025年問題とも言われる国民の5人に1人が後期高齢者となる中、新規申請件数の増加が予測されます。今後も、公正かつ確かな介護認定事務を維持していくため、体制強化及び調査技術等の向上に取り組むとともに、関係市町村とさらなる連携強化を図ってまいります。

次に、広域的な幹線道路網構想・計画に関連して申し上げます。

上田諏訪連絡道路については、松本佐久連絡道路とともに、国と県の計画に「構想路線」として位置づけられたことを受け、現在、長野県においては、昨年4月に施行されたトラックドライバーの時間外労働時間に上限を設ける、いわゆる「物流の2024年問題」が当路線に与える影響について、引き続き調査等が行われております。

こうした中、6月24日には、上田諏訪連絡道路建設促進期成同盟会の定期総会を開催し、今年度の事業計画等をお認めいただくとともに、御臨席いただいた地元選出の国会議員並びに上田、諏訪両建設事務所長の皆様に直接要望書をお渡しいたしました。

また、10月7日には、私と花岡副広域連合長が、当広域連合議会の池田議長、山崎副議長の御同席をいただく中で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所への要望活動を行ってまいりました。

更に、10月30日には、国土交通省及び財務省並びに長野県選出の国会議員の皆様に対する要望活動を行う予定でございます。

本年4月には、群馬県側で進めている上信自動車道の嬭恋バイパスが整備区間として事業化され、長野県境への到達が目前となる中で、本道路計画の実現には、地域の熱意を継続的かつ着実に関係機関にお伝えすることが必要であります。今後も、関係市町村をはじめ、諏訪広域連合、長野県及び経済団体等の皆様とともに、道路建設の早期実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、上田創造館について申し上げます。

上田創造館では、7月20日、上田市出身の山浦雄一名誉館長と、JAXA経営企画部推進課長で前H3プロジェクトチームの責任者である堀秀輔氏をお招きし、「H3ロケット打上げ成功への挑戦」をテーマにトークセッションを開催いたしました。当日は、親子連れの参加者も多く、改めて宇宙や科学に対する関心の高さをうかがい知ることができました。引き続き、地域に開かれた科学館として、関係機関と連携しながら、将来の担い手となる人材の育成を目指し、魅力あるソフト事業を実施してまいります。

次に、広域的な観光振興について申し上げます。

広域連合のスケールメリットを生かした観光誘客の促進を図るため、上田地域観光協議会を中心に、様々な観光キャンペーンに取り組んでおります。これまで関西及び北陸圏からの誘客を図るため、金沢駅で観光キャンペーンを開催したほか、東京日本橋における特産品の販売や、長和町合併20周年記念のテレビ番組参加型イベントにおいて観光PRを行うなど、当地域の魅力をお伝えしま

した。

更に、来月には、東御市の友好都市である東京都大田区のO T Aふれあいフェスタに参加するほか、大宮駅前においても観光物産展を計画しております。

また、現在、7か所の道の駅とソフトクリームを販売する20店舗の御協力によるデジタルスタンプラリーを11月17日まで実施しておりますが、更に多くの方に楽しんでいただけるようPRしてまいります。

次に、広域消防について申し上げます。

本年8月18日に大阪市で発生したビル火災現場において、消火活動中の消防職員2名が殉職されるという大変痛ましい事故が発生いたしました。当管内においても、昨年度、大規模な工場火災や林野火災が発生し、消火活動が極めて困難な状況であったことから、実践に即した訓練の実施や安全管理の徹底を図り、安全で迅速かつ確実な災害対応に万全を期しております。

次に、火災予防について申し上げます。

本年9月末現在の火災件数は46件で、前年同期と比較し13件増となりました。屋外焼却に対する火災予防の推進を重点施策に掲げ、精力的に取り組んでおりますが、たき火等の屋外焼却が原因の火災は13件で、昨年同期と比較して8件増加しており、住宅火災も12件で、前年同期と比較して3件増加しております。このことから、引き続き屋外焼却実施者に対する直接指導や、ホームページ、広報紙を活用した予防広報を実施するとともに、住宅用火災警報器の適正な設置促進を啓発し、防火防災対策の推進に取り組んでまいります。

次に、救急業務について申し上げます。

救急業務につきましては、本年9月末現在の救急出動件数が前年同期と比較し54件減の8,766件となりましたが、依然として高い水準で推移しております。このことから、昨年度に引き続き、救急需要が高まる夏季対策の一環として、菅平地域に救急車を待機させる救急ワークステーションを実施しました。その結果、同地域内における現場到着時間の短縮や救急出動重複時における市街地の救急車の確保につながるなど、一定の効果を得ることができました。

更に、10月1日から全国720の消防本部において、マイナ保険証を活用したマイナ救急実証事業がスタートいたしました。マイナ救急とは、救急現場において、健康保険証として利用登録してあるマイナンバーカードを読み取ることにより、傷病者の過去の病院受診歴や処方薬等の医療情報を救急隊が閲覧することができ、傷病者からの聞き取りの負担軽減や、正確な情報に基づく医療機関の選定、また病院到着後に速やかな診療の開始につながるなど効果が期待されております。当消防本部におきましても、常用の救急車9台に専用機器を積載し、救急業務の迅速化及び円滑化に取り組んでまいります。

以上、広域連合の取組の一端について申し上げます。

今定例会に提案申し上げます議案は、条例案1件、決算認定4件、予算案3件の計8件でございます。

います。

はじめに、条例案について申し上げます。

全国各地で多発した大規模な林野火災を踏まえ、消防庁において林野火災注意報が創設されることとなったことから、林野火災予防の実効性を高めるために、上田地域広域連合火災予防条例の一部を改正する議案を提出いたします。

次に、令和6年度一般会計、特別会計の決算については、このほど監査委員の審査が終了いたしましたので、決算審査意見書をはじめ、関係書類を添えて提案いたします。

決算額は、一般会計、特別会計の合計で、歳入合計59億7,439万円余、歳出合計56億344万円余で、実質収支は3億954万円余の黒字となりました。

次に、令和7年度10月補正予算の概要について申し上げます。

一般会計、特別会計補正予算については、NHK放送受信料の契約に伴う使用料として440万円余のほか、清浄園における緊急修繕の増加に伴う施設修繕費等として420万円の増額補正を行うものがあります。補正後の予算総額は、一般会計、特別会計の合計で61億4,093万円余となっております。

それぞれ提案いたしました内容については、担当者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第14号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第4、議案第14号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 議案第14号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。また、議会資料の1ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

はじめに、具体的な改正点の御説明の前に、今回の改正に至りました背景等につきまして御説明させていただきます。本年2月28日に、上田市武石地域におきまして大規模な林野火災が発生いたしました。日本各地におきましても大規模林野火災が多発いたしました。中でも岩手県大船渡市で発生した林野火災は、鎮火までに実に40日間を要し、3,370ヘクタールもの山林を焼損し、1人が死亡、200棟を超える建物に被害が及ぶ大災害となりました。

この事態を受け、国におきまして、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会が開催され、今後取り組むべき火災予防、消防活動などに関する検討が重ねられました。この検討の中で、火災予防上、危険な気象状況になった場合に、消防法に基づき発令することができ

る火災に関する警報、すなわち火災警報が日本全国的にほとんど発令されておらず、制度の形骸化が問題視されました。

このことから、今回の火災予防条例の改正に至ったところでございますが、ここで改めまして、火災警報とは何か当圏域に当てはめて御説明をさせていただきますと、火災予防上危険な気象状況になった場合には、広域連合長は火災に関する警報を発令することができ、この火災警報が発令された場合には、当消防本部管内である上田市、東御市、青木村、長和町の全域におきまして、火災予防条例で定める火の使用制限に従わなければならないというものでございます。

従わなければならない火の使用制限の内容につきましては、恐れ入りますが、議会資料の新旧対照表の2ページをお願いいたします。新旧対照表の右側、現行の欄、中ほどの第29条に記載のとおり、火災に関する警報、すなわち火災警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならないとして、(1)から(7)までの第1号から第7号までに記載のとおりでございます。

このように、消防法に基づく火災警報を発令した場合には、広く全域において住民の皆様には火の使用制限を課し、私権を制限してしまうことが、当圏域を含めて全国的に火災警報が発令されなくなった理由の一つとして挙げられます。

また、(7)の第7号に記載のとおり、現行では、屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うことといった制限も課せられることとなりますが、この裸火とは、炎、火花及び発熱部を外部に露出した状態で使用するものを指し、例えばガスコンロ、石油ストーブなども裸火に該当いたします。言い換えますと、一般の御家庭でガスコンロを使うときには、窓、出入口を閉じなければならないといった制限をかけることにもつながることから、この規定も火災警報を発令しにくくしてきた要因の一つとして挙げられます。

このようなことから、今般の改正におきましては、時代にそぐわない内容などを改めて見直し、例規を整理するとともに、全域的に火の使用制限を住民に課すこれまでの火災警報とは別に、林野火災の予防を目的として発令する火災に関する警報を林野火災警報と位置づけ、林野火災警報を発令した場合の火の使用制限の対象区域は、林野火災の発生の危険性に応じて区域を指定することができることとされました。

また、林野火災警報を発令する前段階におきまして、林野火災予防に係る注意喚起を行い、林野周辺において住民の皆様には火の使用制限の努力義務を課す仕組みとして、林野火災注意報を火災予防条例に位置づけることとされました。この林野火災注意報と林野火災警報を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高めることが今回の改正の趣旨でございます。

それでは、具体的な改正点を御説明申し上げますので、議案集の1ページと議会資料の新旧対照表は2ページからとなりますので、併せて御覧ください。

はじめに、目次におきまして、第3章の3、林野火災の予防を新たに加えます。

次に、第29条中、火災に関する警報の次に、（法22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）を加え、本条例上の火災に関する警報は消防法に規定するものであることを明確にいたします。

また、先ほど御説明申し上げましたとおり、同条の第7号は削除いたします。

次に、第3章の2の次に、第3章の3、林野火災の予防を加え、第29条の8及び第29条の9を加えます。

議案集の2ページ、議会資料の新旧対照表は3ページを御覧ください。第29条の8では、広域連合長は、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認められるときは、林野火災に関する注意報、すなわち林野火災注意報を発することができること。また、第2項といたしまして、林野火災に関する注意報の発令中は火の使用制限に従うよう努めなければならないこと。更に、第3項といたしまして、火の使用制限の努力義務の対象となる区域を広域連合長が指定することができる旨を規定するものでございます。

第29条の9では、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報、すなわち林野火災警報を発令したときは、広域連合長は火の使用制限の対象となる区域を指定することができる旨を規定するものでございます。

議案集は2ページのまま、議会資料の新旧対照表は4ページを御覧ください。次に、第50条第1号中、行為の次に（たき火を含む。）を加え、火災と紛らわしい煙、または火炎を発するおそれのある行為にはたき火が含まれることを明確にいたします。

また、第2項といたしまして、消防長は届出の対象となる期間及び区域を指定することができる旨を規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和8年1月1日からといたします。

以上、議案第14号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第5 議案第15号～議案第18号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第5、議案第15号 令和6年度上田地域広域連合一般会計決算認定についてから議案第18号 令和6年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定についてまで4件一括議題とし、提案者の説明を求めます。

清水総務課長。

〔事務局総務課長 清水和広君登壇〕

* 事務局総務課長（清水和広君） 議案第15号 令和6年度上田地域広域連合一般会計決算認定

について御説明申し上げます。

お手元の令和6年度歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き願います。会計別決算一覧表の一番上、一般会計の歳入でございますが、予算現額は26億5,260万1,000円、収入済額は26億7,077万9,669円で、予算現額と比較して1,817万8,669円の増でございました。

次に、歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の26億5,260万1,000円に對しまして、支出済額は24億527万4,522円、執行率は90.7パーセントでございました。

なお、歳出のうち6,141万5,000円は、令和7年度への繰越明許費となっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額、形式収支につきましては、2億6,550万5,147円になりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、歳入歳出決算書の38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の3段目、3、歳入歳出差引額は2億6,550万5,147円でございます、表の4段目、4、翌年度に繰り越すべき財源の(2)、繰越明許費繰越額6,141万5,000円を差し引いた表の5段目の5、実質収支額は2億409万147円の黒字となっております。

それでは、一般会計決算の内訳、主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、歳入歳出決算書の事項別明細書で申し上げますので、恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金の収入済額18億8,732万5,000円は、目1一般管理運営費負担金から13ページ目の目8クリーンセンター費負担金まで、いずれも規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料の収入済額6,237万8,500円でございますが、目1総務使用料の936万6,580円は上田創造館の使用料で、令和6年度中、5,806件、延べ14万1,692人の利用がある中で、前年度決算額より46万721円の減額となりました。

目2衛生使用料の収入済額5,301万1,920円は、前年度決算額より116万5,000円の減となりました。15ページをお願いいたします。内訳でございますが、主に斎場使用料などでございますが、令和6年度の火葬件数は、大星斎場では2,037件と、前年度比76件の減、依田窪斎場では730件と、前年度比36件の増となっております。

次に、項2手数料の収入済額2億8,461万8,101円のうち、清浄園のし尿投入手数料につきましては、2,007万5,301円で、前年度比35万1,306円の減となりました。

また、上田、丸子、東部の3クリーンセンターのごみ処理手数料につきましては、2億6,451万9,800円と、前年度比25万8,600円の減となりました。

各クリーンセンターの可燃ごみ搬入量でございますが、恐れ入りますが、別冊の令和6年度上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の13ページ、15ページをお願いいたします。13ページ、項5クリーンセンター費、目1上田クリーンセンター費の(2)、可燃ごみ搬入量の状況に記載のとおり、令和6年度中の上田クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は2万7,387トンで、

前年度比544トンの減、次の14ページ、丸子クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は5,802トンで、前年度比42トンの増となっております。次の15ページ、東部クリーンセンターへの可燃ごみ搬入量は3,567トンで、前年度比77トンの増となりました。

それでは、歳入歳出決算書にお戻りください。15ページ、16ページをお願いいたします。款4財産収入、項1財産運用収入の収入済額290万3,847円のうち、目1財産貸付収入265万5,055円の主なものは、旧伝染病舎跡地の上田市立産婦人科病院敷地の貸付料190万1,460円、上田創造館の自動販売機に係る貸付料51万9,090円などでございます。

目2利子及び配当金の24万8,792円は、まちづくり研究基金と老人福祉基金の運用益でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金の収入済額4,248万3,432円は、老人福祉基金により居住費の一部を補助していた高齢者施設への入居者が全て退所されたことから、老人福祉施設を廃止し、基金残高を上田市、東御市、青木村、長和町へ返還することに伴う老人福祉基金からの繰入金4,175万4,000円及び地域医療啓発事業へ充当するためのまちづくり研究基金からの繰入金72万9,432円でございます。

項2特別会計繰入金の収入済額6,029万6,000円は、病院群輪番制病院事業に係る補助金に対するふるさと基金特別会計からの繰入金でございます。

17ページをお願いいたします。款6繰越金の収入済額3億695万3,817円は、前年度からの繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金の収入済額795万9,000円は、丸子クリーンセンターと上田創造館の施設整備に係る起債の元利償還金に対する交付税措置分でございます。

次の目2雑入の収入済額1,496万1,972円は、団体生命保険取扱事務費、上田創造館ソフト事業参加費、大星斎場、依田窪斎場に係る残骨灰売渡し収入などでございます。

款8連合債、項1連合債、目1総務債の収入済額90万円は、上田創造館の女子トイレ設備修繕事業に係る起債でございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、特徴的なもの、主なものについて申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。款1議会費、項1議会費の決算額は246万2,831円で、執行率は90.6パーセントでございました。内容は、広域連合議会の活動、運営等の経費でございます。なお、令和6年度は、定例会2回、臨時会1回を開催いたしました。

また、(3)、行政視察につきましては、令和6年度は1泊2日の行程で記載のとおり実施いたしました。

続いて、2ページをお願いいたします。款2総務費の決算額は3億4,335万8,752円で、執行率は97.1パーセントでございました。

項1 総務管理費、目1 一般管理費の決算額は1億7,200万9,603円で、主なものは事務局職員14人分の人件費のほか、中ほどの(5)、委託の状況の一番上、情報ネットワーク保守管理委託227万4,800円、次の財務会計システム保守等委託125万1,360円の委託料などがございます。

3ページをお願いいたします。まちづくり研究基金の状況につきましては、記載のとおり、令和6年度中、73万518円の取崩しを行いました。地域医療啓発事業などに充当したものでございます。

目2 公平委員会費でございますが、委員3人に係る報酬等及び諸会議負担金でございます。

その下、目3 企画費でございますが、決算額は861万9,279円で、主なものは(2)、報酬に記載の広域行政モニター会議の報酬や(3)、報償費に記載の広域行政モニター謝礼、(4)、印刷製本費の状況に記載の広域連合広報紙の印刷製本費329万6,920円、4ページをお願いいたします。

(7)、負担金補助及び交付金の状況に記載の広域的な観光振興事業といたしまして、広域観光パンフレットの作成やスタンプラリー事業などに係る上田地域観光協議会への負担金等402万円などがございます。

目4 図書館情報ネットワーク費の決算額は3,555万4,099円でございます。主なものは、(2)、委託の状況の一番上、上田地域図書館情報ネットワーク維持管理業務委託で825万円、(3)、使用料及び賃借料の状況の一番上、図書館情報ネットワークサーバー機器等リース料の675万4,770円などでございます。

項2 選挙費、その下の項3 監査委員費でございますが、それぞれの委員に係る報酬等が主なもので、特段のものはございません。

5ページをお願いいたします。項4 創造館費の決算額は1億2,682万6,651円で、主なものは6ページの上から3段目、(5)、修繕の状況に記載の上田創造館電話主装置及び多機能電話機設備修繕の207万3,500円、(6)、委託の状況に記載の指定管理者である上田市地域振興事業団への指定管理料1億1,897万3,000円、(7)、使用料及び賃借料の状況に記載のプラネタリウムプロジェクターリース料の237万2,960円などがございます。

7ページをお願いいたします。款3 民生費の決算額は5,921万7,965円で、執行率は96.4パーセントでございました。

項1 社会福祉費、目1 障害者介護給付費等審査会費の決算額は1,743万1,255円で、主なものは障害者介護給付費等の審査判定に係る経費で、審査会委員10人の報酬及び職員人件費でございます。

項2 老人福祉費、目1 老人福祉費の決算額は4,178万6,710円でございます。これは、(1)、負担金補助及び交付金の状況に記載の老人福祉基金を廃止し、基金残高を上田市、東御市、青木村、長和町に返還するための交付金でございます。

老人福祉基金は、令和6年度中、全額の取崩しを行い、廃止されました。

次に、8ページの款4 衛生費でございますが、決算額は19億7,689万9,937円で、執行率は90.8パーセントでございました。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費の決算額は1億1,244万407円で、主なものは病院群輪番制に係る各種補助金でございます。

項2 斎場費、目1 大星斎場費の決算額は8,589万6,302円で、主なものは9ページ、(5)、施設修繕の状況に記載の火葬炉設備修繕635万8,000円のほか、次の(6)、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料7,058万1,000円などがございます。

目2 依田窪斎場費の決算額は4,077万9,412円で、主なものは(5)、施設修繕の状況に記載の火葬炉設備修繕511万5,000円のほか、10ページ、(6)、委託の状況に記載の指定管理者である株式会社信州さがみ典礼への指定管理料3,411万4,000円などがございます。

項3 清掃費の決算額1億559万9,088円は、資源循環型施設の建設、ごみ処理広域化の推進に係る事務的経費でございまして、目1 清掃総務費は職員人件費が主なものでございます。

目2 ごみ処理広域化推進費6,618万3,853円でございますが、主なものは次の11ページの(5)、委託の状況に記載の資源循環型施設整備に係る技術支援業務委託1,120万9,000円、土壤汚染調査業務委託1,053万8,000円、令和5年度からの繰越事業の環境影響評価業務委託1,100万円などがございます。

なお、上田清掃事業協同組合等、建物移転補償6,148万5,000円につきましては、令和7年度への繰越事業となっております。

項4 清浄園費、目1 清浄園費の決算額は2億4,463万5,329円で、支出の主なものは12ページ、(6)、施設修繕の状況に記載のし尿スカム破砕機修繕916万3,000円や、ページをおめぐりいただき、13ページの(7)、委託の状況に記載の水質検査業務委託285万7,600円、(8)、工事請負の状況に記載の脱臭設備活性炭交換工事1,188万円などがございます。

なお、目1 清浄園費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の31ページをお願いいたします。右側の備考欄に記載のとおり、節10需用費から節17備品購入費への予算流用6万9,000円につきましては、清浄園備品としてパソコンの購入を予定していたところ、予算要求時の見積りから値上げがあり、備品購入費に不足が生じ、相当分を流用したものでございます。

主要施策の成果及び予算の執行実績報告書にお戻りいただき、13ページをお願いいたします。項5 クリーンセンター費の決算額13億8,754万9,399円は、上田、丸子、東部の3つのクリーンセンターに係る職員人件費、施設の管理運営経費及び施設の維持、延命化を図るため行ってきております焼却プラントの修繕費などがございます。

目1 上田クリーンセンター費の決算額6億9,173万3,661円で、主なものは14ページ、(4)、施設修繕の状況の一番上、1、2号炉減温用熱交換器修繕の8,787万9,000円、その下の1、2号炉耐火物修繕の6,028万円などや(5)、委託の状況の一番上、運転管理業務委託の1億1,249万7,000円などがございます。

目2 丸子クリーンセンター費の決算額は4億4,472万6,558円で、主なものは(4)、施設修繕の

状況に記載の焼却施設等修繕6,444万9,000円や1号焼却炉耐火物緊急修繕6,270万円、ページをおめくりいただき、15ページ（5）、委託の状況に記載の運転管理業務委託7,143万4,000円、（7）の令和5年度からの繰越事業である焼却設備等修繕8,624万円などでございます。

目2丸子クリーンセンター費で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の33ページ、34ページをお願いいたします。右側の備考欄に記載のとおり、節10需用費から節12委託料への予算流用234万7,000円につきましては、丸子クリーンセンター運転管理業務委託において、設備修繕対応として、土曜日、休日の運転が増加したこと、剪定枝木再資源化業務において想定を超える処理量があったこと等により委託料に不足が生じ、相当分を流用したものでございます。

主要施策の成果及び予算の執行実績報告書にお戻りいただき、15ページをお願いいたします。目3東部クリーンセンター費の決算額は2億5,108万9,180円で、主なものは（4）、施設修繕の状況に記載の焼却施設修繕9,603万円などで、その下の16ページ、（5）、委託の状況に記載の焼却設備年次点検業務委託6,336万円などでございます。

17ページをお願いいたします。款5公債費、項1公債費、目1元金の決算額2,287万1,775円は、上田創造館緊急防災・減災事業債及び丸子クリーンセンター廃棄物処理施設整備事業債の元金償還金でございます。

目2利子の決算額46万3,262円は、同じく緊急防災・減災事業債及び廃棄物処理施設整備事業債の利子でございます。

次に、款6予備費でございますが、創造館費の需用費への予備費100万円の充当がございました。これは、令和6年5月28日の激しい降雨により上田創造館に雨漏りが発生し、天井が剥がれ落ちるという事案が発生し、緊急対応が必要となったことによるものでございます。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の39ページ、40ページをお願いいたします。上田地域広域連合一般会計財産に関する調書、土地及び建物総括表でございますが、取得、処分等の異動はございませんでした。

続いて、43ページをお願いいたします。2、物品でございますが、前年度からの増減はございませんでした。

44ページの3、基金でございますが、（1）、上田地域広域連合まちづくり研究基金及び（2）、老人福祉基金の状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上、議案第15号 令和6年度上田地域広域連合一般会計決算認定について御説明申し上げます。よろしく御審議のほど、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） 渋谷企画課長。

[事務局企画課長 渋谷隆志君登壇]

* 事務局企画課長（渋谷隆志君） 議案第16号 令和6年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について御説明申し上げます。

お手元の令和6年度歳入歳出決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。はじめに、歳入について申し上げます。表の歳入合計でございますが、予算現額は1億2,534万9,000円、収入済額は1億4,380万4,579円で、予算現額と比較し1,845万5,579円の増でございました。

次に、歳出について申し上げます。49ページ、50ページをお願いいたします。歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額の1億2,534万9,000円に對しまして、支出済額は1億1,099万7,400円で、執行率は88.6パーセントでございました。歳入歳出差引残額は1,435万1,600円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、58ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の3段目、歳入歳出差引額は3,280万7,179円に對しまして、表の5段目、実質収支額につきましても同額となっております。黒字決算となりました。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましては、決算書の事項別明細書にて御説明申し上げますので、ページをお戻りいただきまして、53ページ、54ページをお願いいたします。はじめに、歳入について申し上げます。款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の収入済額は175万4,024円となり、こちらはふるさと基金の運用益でございます。

款2繰入金、項1目1基金繰入金の収入済額は1億1,736万2,000円となり、こちらはふるさと基金からの繰入金でございます。

款3項1目1繰越金は、前年度からの繰越金で2,404万9,555円でございます。

款4諸収入、項1目1雑入の収入済額は64万円となり、こちらは看護師修学資金支援事業補助金の返還金でございます。

次に、歳出について申し上げます。別冊の上田地域広域連合主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の18ページをお願いいたします。款1項1目1市町村振興整備事業費の決算額は1億1,099万7,400円でございます。主なものとしたしましては、(1)、委託の状況のその他広域的な地域活性化事業といたしまして、スポーツレクリエーション祭2024事業委託に係る経費120万円でございます。

続きまして、(2)、負担金、補助及び交付金の状況につきましては、地域の医療機能の維持等に対する支援に関する事業といたしまして、信州上田医療センターが初期研修医等の養成や、令和6年度から新たに救急専門医に係る費用として支援いたしました信州上田医療センター医療従事者確保事業補助金及び輪番病院の医療従事者を信州上田医療センターへ派遣し、同センターでの救急外来対応をする医療従事者を派遣する病院に対する費用として支援いたしました病院間連携救急医療従事者派遣事業補助金、上田市医師会が実施いたしました看護師修学資金支援事業に対する補助金、信州まつもと空港利用促進協議会負担金に對しまして、決算合計額は4,950万1,400円にございました。

次に、(3)、繰出金の状況でございます。決算合計額6,029万6,000円の内訳につきましては、圏域内の二次救急医療体制を充実させるため、病院群輪番制病院等救急搬送事業及び後方支援事業

の実施につきましての一般会計への繰出金でございます。

ふるさと基金の状況につきましては、一番下の表の（４）、基金の状況のとおり、令和６年度中１億１,７３６万１,０００円の取崩しを行い、年度末現在高は４億４,４０２万２１６円でございます。

最後に、歳入歳出決算書の５９ページをお願いいたします。ふるさと基金特別会計財産に関する調書でございます。１、基金でございますが、先ほど申し上げましたとおり、有価証券や取崩しにより決算年度末現在高の合計額は４億４,４０２万２１６円でございます。

以上、議案第１６号 令和６年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計決算認定について御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） ここで１５分間休憩といたします。

午前１０時３７分 休 憩

午前１０時５５分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

望月介護障がい審査課長。

[事務局介護障がい審査課長 望月和俊君登壇]

* 事務局介護障がい審査課長（望月和俊君） 議案第１７号 令和６年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について御説明申し上げます。

お手元の令和６年度歳入歳出決算書の６１、６２ページをお願いいたします。歳入でございますが、予算現額は２億５,４１９万７,０００円、収入済額は２億５,４５４万６,６６７円で、予算現額と比較し３４万９,６６７円の増でありました。

次に、６３、６４ページをお願いいたします。歳出でございますが、予算現額は歳入と同額の２億５,４１９万７,０００円、支出済額は２億３,７９５万３,３０６円、執行率は９３.６パーセントでありました。歳入歳出差引残額は１,６５９万３,３６１円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、７４ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表の３段目、３、歳入歳出差引額は１,６５９万３,３６１円ございまして、表の５段目の５、実質収支額につきましても同額となり、黒字決算となりました。

続きまして、介護保険特別会計決算の主なものについて歳入から申し上げます。歳入の説明は、歳入歳出決算書の事項別明細書にて申し上げますので、恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、６７、６８ページをお願いいたします。款１分担金及び負担金、項１目１負担金の収入済額２億３,５１３万１,０００円は、規約に基づく関係市町村からの負担金でございます。

款２繰越金の収入済額１,９０６万５,３１７円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。説明は、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして主なものを申し上げますので、19ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の決算額は9,188万5,759円で、主なものは職員10人分の人件費のほか、(3)、委託の状況及び(4)、使用料及び賃借料の状況に記載のとおり、要介護認定支援システムの保守管理などの業務委託及び機器等の使用料などでございます。

なお、一般管理費の中で流用がございましたので、恐れ入りますが、歳入歳出決算書の69、70ページを御覧ください。70ページ、右側の備考欄に記載のとおり、節10需用費から節11役務費への予算流用7,000円につきましては、郵送料などの増加により役務費に不足が生じ、相当分を流用したものでございます。

次に、節13使用料及び賃借料から節12委託料への予算流用22万円につきましては、介護保険法の改正に伴う要介護認定支援システムの改修が必要となり、委託料に不足が生じたため、相当分を流用したものでございます。

主要施策の成果及び予算の執行実績報告書にお戻りいただき、20ページをお願いいたします。項2目1介護認定審査会費の決算額は6,398万628円で、主なものは介護認定審査会委員60人分の報酬及び主治医意見書の作成手数料などでございます。

項3目1認定調査費の決算額は8,208万6,919円で、主なものは介護認定調査員20人分の人件費及び(3)、委託の状況に記載の認定調査業務委託などでございます。

以上、議案第17号 令和6年度上田地域広域連合介護保険特別会計決算認定について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） 松木消防本部総務課長。

[消防本部総務課長 松木宏樹君登壇]

* 消防本部総務課長（松木宏樹君） 議案第18号 令和6年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げます。

お手元の令和6年度歳入歳出決算書の77、78ページをお願いいたします。最初に、歳入でございますが、77ページの表、一番下の段、歳入合計欄を御覧ください。最終予算現額は29億419万8,460円、78ページの調定額及び収入済額はいずれも29億526万7,490円で、収入済額は予算現額に比べて106万9,030円の増でございました。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、79、80ページをお願いいたします。79ページの表、一番下の段、歳出合計欄を御覧ください。予算現額は29億419万8,460円、80ページの支出済額は28億4,921万7,942円で、執行率は98.1パーセントでございました。歳入総額から歳出総額を差し引いた額、形式収支につきましては5,604万9,548円となりました。

ここで、実質収支について申し上げますので、92ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、表中の3、歳入歳出差引額は5,604万9,548円でございます、次の段、4の

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は5,604万9,548円となっております。

それでは、歳入について御説明申し上げますので、83、84ページをお願いいたします。83ページの表の1行目、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございますが、最終予算現額は右から3番目の計の列、23億5,281万7,000円、収入済額は84ページの表、左から2番目の列、総額23億5,281万7,000円で、前年度と比較して8,124万5,000円、率で3.6パーセントの増となっております。

次に、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料でございます。収入済額は182万9,500円で、危険物施設及び火薬類等の許可申請に伴う手数料でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1消防費補助金でございます。令和6年度に緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けた上田中央消防署の30メートル級はしご車更新整備事業と令和5年度から繰り越されている上田南部消防署の水槽付消防ポンプ自動車更新整備事業の緊急消防援助隊設備整備費補助金と合わせて収入済額は7,122万8,000円でございます。

次に、款4県支出金、項1委託金、目1消防費委託金でございます。収入済額は19万4,000円で、県から当広域連合に移譲された許可事務等に対する県からの特例処理事務交付金でございます。

次に、款5財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入でございます。収入済額は143万3,210円で、各消防署に自動販売機を行政財産の貸付けとして設置しているものでございます。

85、86ページをお願いいたします。85ページの一番上、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。収入済額は7,354万1,809円で、令和5年度からの繰越金でございます。

次に、款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金でございます。収入済額は7,913万1,000円でございます。

同じく目2雑入で、収入済額は5,269万2,971円でございます。

次に、款8連合債、項1連合債、目1消防債でございます。収入済額は2億7,240万円で、上田中央消防署の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車と、真田消防署の高規格救急自動車購入に係る起債1億6,780万円、高機能消防指令装置実施設計業務委託と上田東北消防署改修工事実施設計業務委託に係る起債960万円、川西消防署と依田窪南部消防署の非常用電源設備設置工事に係る起債3,280万円及び繰越し事業に係る起債6,220万円の合計となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。説明は、別冊の主要施策の成果及び予算の執行実績報告書によりまして、主なものについて申し上げます。それでは、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書の21ページをお願いいたします。款1消防費、項1消防費、目1消防費の決算額は25億7,153万5,619円で、執行率は98.0パーセントでございます。

22ページをお願いいたします。(4)、委託の状況でございます。主なものは、1行目、上田南部消防署、はしご車オーバーホールの業務委託で2,475万円、2行目、高機能消防指令装置保守業務

委託で1,933万円余などでございます。

次に、（５）、工事請負の状況でございます。川西消防署と依田窪南部消防署で非常用電源設備設置工事を行っており、合計で3,300万円でございます。

次に、（６）、備品購入の状況でございます。主な備品の購入といたしましては、１行目の上田中央消防署災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車２億2,990万円と、３行目の真田消防署高規格救急自動車の3,443万円でございます。２行目の上田南部消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車9,240万円は、令和５年度からの繰越し事業となります。

23ページをお願いいたします。（７）、負担金、補助及び交付金の状況でございます。主な負担金といたしましては、１行目の長野県消防学校入校負担金、２行目、救急救命士養成研修所負担金は、職員の資質や技量の向上を図るため、研修機関へ派遣した負担金でございます。

次に、（８）、令和５年度からの繰越明許費の状況でございます。上田南部消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入事業となります。資材の入手困難によるもので、令和６年12月に納車となっております。

続きまして、款２公債費、項１公債費、目１元金で、決算額は２億7,568万1,006円でございます。

同じく目２利子で、決算額は200万1,317円でございます。

ここで、節10需用費及び節26公課費に流用がございましたので、歳入歳出決算書の87、88ページをお願いいたします。はじめに、節10需用費の517万円の増額は、令和６年10月29日に発生したホクト株式会社上田きのこセンターの火災で使用しました泡消火薬剤購入のため、節12委託料から517万円を、節10需用費、01消耗品費へ流用したものでございます。

同じく節26公課費の7,000円の増額は、車検時の重量税の支払いについて予算に不足が生じたため、節13使用料及び賃借料から7,000円を流用したものでございます。

なお、88ページ、右側から２番目の列、不用額の欄の5万7,800円のうち5万7,200円は、繰越し事業の不用額となります。

最後に、財産について申し上げますので、歳入歳出決算書の93、94ページをお願いいたします。上田地域広域連合消防特別会計財産に関する調書、土地及び建物総括表でございますが、取得、処分等の異動はございませんでした。

95ページをお願いいたします。２、物品でございますが、増となります物品は、表の１行目、救急自動車が１台、２行目の消防ポンプ車が２台でございます。車両につきましては、真田消防署の高規格救急車、上田中央消防署の30メートル級はしご車及び上田南部消防署の水槽付消防ポンプ自動車をそれぞれ更新したものでございます。

減となります物品は、表の２行目、消防ポンプ自動車が１台、３行目、救助工作車が１台でございます。いずれも令和元年度中に取得した上田中央消防署の消防ポンプ自動車及び丸子消防署の救助工作車が登録５年を経過し、減価償却のため重要物品から外れたものでございます。

以上、議案第18号 令和6年度上田地域広域連合消防特別会計決算認定について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

監査委員の報告

* 議長（池田総一郎君） ここで、監査委員から審査意見の報告を求めます。
手塚代表監査委員。

[代表監査委員 手塚 明君登壇]

* 代表監査委員（手塚 明君） 令和6年度上田地域広域連合一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況について審査した結果を御報告申し上げます。

お手元に去る10月2日付で広域連合長に報告いたしました決算審査意見書の写しを申し上げてございますので、これに基づいて説明いたします。

審査意見書の1ページをお願いいたします。まず、審査の対象ですが、令和6年度上田地域広域連合一般会計をはじめ、3つの特別会計の歳入歳出決算と政令で定める書類及び3つの基金の運用状況について審査いたしました。審査は、令和7年8月19日から8月28日までの期間で実施いたしました。

審査の方法ですが、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書について、これらが法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、例月出納検査結果及び決算審査調書等に係る関係書類に基づき審査を行いました。

審査の結果ですが、各会計の歳入歳出決算書及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、いずれも関係法令等に準拠し作成されているものと認めましたので、御報告申し上げます。

2ページを御覧ください。決算の概要と審査意見を申し上げます。まず、決算の概要ですが、一般会計の歳入決算額は26億7,077万円余となり、前年度に比べ1億9,135万円余、率にして7.7パーセント増加しました。

歳出決算額は24億527万円余となり、前年度と比較して2億3,280万円余、率にして10.7パーセントの増加となりました。

次に、特別会計ですが、歳入歳出ともに前年度と比較して増加の決算となりました。特別会計の歳入決算額は33億361万円余となり、前年度との比較では2億2,983万円余の増加、歳出決算額は31億9,816万円余となり、前年度との比較では2億4,103万円余の増加となりました。

次に、公債費の動向について、令和6年度の起債元金償還額は2億9,855万円余となりました。

新たに一般会計で90万円、消防特別会計で2億7,240万円の借入れがあり、令和6年度末の起債残高は9億4,561万円余で、令和6年度末と比較しますと2,525万円余の減少となりました。

3ページをお願いいたします。ただいま説明申し上げました決算状況並びに前年度対比等の数値表を掲載してありますので、後ほど御確認ください。

4ページをお願いいたします。審査意見の統括を申し上げます。当広域連合では、資源循環型施設建設に係る環境影響評価手続が完了し、施設建設に向けた基本協定の締結が進められるなど、重要な段階を迎えています。

地域医療対策では、病院群輪番制を中心とした救急医療体制において、上田スタイルとして新たな方向性が示されました。また、消防車両の更新や消防職員定数の見直しなど、消防防災対策にも重点的に取り組まれています。

今後も、施設の新設、更新などに多額の経費が見込まれることから、財源の多くを関係市町村の負担金に依存している実情を踏まえ、常に費用対効果を意識し、効果的かつ効率的な事務事業に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、一般会計、特別会計を合わせた予算執行状況は、歳入総額59億7,439万8,405円、歳出総額56億344万3,170円となり、歳入歳出の差引残高は、3億7,095万5,235円の決算となりました。審査対象の計数及び財務に関する事務の執行状況等については、適正であることを認めました。

各クリーンセンターにおいては、精密機能検査等の結果に基づき、計画的に修繕が実施され、突発的な障害に対しての緊急修繕が行われています。施設の維持管理には多額の経費を要することから、今後は資源循環型施設の建設計画と進捗状況を踏まえつつ、延命化投資の適否を合理的に判断し、安定稼働に努めていただきたいと思います。

地域医療対策については、上田スタイルと称される病院間での医療従事者派遣や転院を円滑に行う取組が進められており、転院に伴う利用者負担軽減補助事業を新設するなど、新たな段階に入ったことは高く評価するところです。一方、ふるさと基金に依存してきた財源確保には限界がありますので、抜本的な方策を早急に検討していただきたいと思います。全体の共通事項として、予算の計上、執行につきましては、適正かつ効率的な事務処理に努めていただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。ここからは、会計ごとの審査報告となります。5ページは、一般会計において令和6年度に実施しました主要事業です。

また、次の6ページは、歳入歳出の決算状況です。詳細は、後ほど御確認いただきたいと思います。

次の7ページからは、各所管の審査意見です。それぞれの審査意見の詳細につきましては後ほど御確認いただきたいと思います。まず、総務課につきましては、上田創造館及び斎場は、上田市指定管理者制度の運用に係るガイドラインを準用して指定管理者制度により施設の管理運営がされていますが、各施設を所管する担当部署が進行管理を行っているものの、統括的に管理する部署がなかったことから、ガイドラインの手続が一部行われていない状況が見受けられました。関連して、上田創造館について指定管理者制度におけるモニタリングの

実施とその公表が年度ごとに行われていないなど、ガイドラインに基づく手続が実施されていない部分があったことから、組織を統括する総務課を含め着実に実施される体制を整備していただきたいと思います。

8ページの地域医療対策課について、新たに病院間連携の指針である上田スタイルにより、圏域における2次救急医療体制の強化に取り組んだことは高く評価するところです。今後も、輪番体制の再構築及び救急医療体制の確保に一層努めていただきたいと思います。

次に、資源循環型施設建設に関してですが、環境影響評価については全ての手続が完了し、更に清浄園用地を建設地とするための基本協定締結に至ったことは高く評価するところです。今後も圏域住民に丁寧な説明と対応を継続して行い、建設計画が円滑に進められますようお願いいたします。

なお、資源循環型施設の建設には多額の事業費が見込まれることから、委託費や建設費の算定に当たっては、より一層精査し、費用対効果を踏まえた持続可能なごみ処理体制の確立をお願いいたします。

9ページのクリーンセンターについてですが、各施設間の連携、情報共有を目的として設置されたクリーンセンター研究会を効果的に運用することで、施設の維持管理及び緊急対応などにおいて連携のメリットを最大限に生かせるよう取組を進めていただきたいと思います。

11ページをお願いいたします。斎場についてですが、各施設の利用区域の廃止により依田窪斎場の費用が増加していますが、圏域住民にとっての利便性の向上を図るとともに、老朽化が進む大星斎場の負担軽減を図る上でも、事業の偏りをなくし、両施設の効率的な稼働につながる方策の検討を進めていただきたいと思います。

12ページをお願いいたします。ふるさと基金特別会計です。令和6年度における事業と決算状況は御覧のとおりです。後段の審査意見ですが、ふるさと基金活用以降の救急医療体制継続に係る財源の確保について、関係市町村との十分な協議の上、調整を図り、早急に進めていただきたいと思います。

13ページをお願いいたします。介護保険特別会計です。令和6年度における主な事業と決算状況は御覧のとおりです。

14ページの審査意見について、要介護認定システムについては、導入時に決定した事業者によるその後のシステム改修などの業務が特定されることは理解できますが、第三者的な検証も取り入れ、価格の妥当性を確保していただきたい。また、国がシステムの標準化を進めていくことにより、特定の事業者にとらわれず、選択の幅が広がる見込みであることから、適正かつ公平性の高い調達に努められるようにしていただきたいと思います。

15ページをお願いいたします。消防特別会計です。15ページは令和6年度の主な事業、16ページは決算状況で、内容については御覧のとおりです。

17ページをお願いいたします。審査意見です。令和6年度におきましては、昨年10月にホクト上

田第一きのこセンターの建物火災、今年4月に武石上本入地区の山林火災と管内で大規模な火災が2件発生いたしました。防火対策として、高齢者宅や事業所への立入検査を増やし、屋外焼却、いわゆる野焼きに関する指導を強化していただいているところですが、今回の火災発生当時の検証を踏まえ、より一層の取組強化に努められますようお願いいたします。

消防職員定数の増員など、採用体制の見直しを行い、人材確保に取り組まれているところですが、人口減少社会においては、採用難により必要な人材の確保が困難になることが懸念されます。災害が多様化、複雑化する一方で、これらに対応する消防技術や資機材も高度化していく中、消防業務全般にわたり精通した人材の育成を基本としつつも、専門性の高い人材が求められるケースが増えることも想定されますので、持続可能な消防力の強化に向けた人材育成及び人財確保の在り方について十分に検討し、体制の充実を図っていただきたいと思っております。

20ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。21ページは財産に関する調書です。いずれも適法に作成されており、その計数も正確であると認めましたので、御報告いたします。

22ページから23ページですが、こちらは3つの基金の運用状況です。いずれの基金も適切に管理されており、運用状況を示す書類は正確に作成されていると認めました。詳細につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

最後のページは、起債の借入れ及び残高の状況です。このページは参考として掲載いたしましたので、後ほど御確認ください。

以上、令和6年度決算審査の報告とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） これより議案第15号から第18号までの質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 議案第19号～議案第21号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第6、議案第19号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第21号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）まで3件一括議題とし、提案者の説明を求めます。

青木事務局長。

〔事務局長 青木卓郎君登壇〕

* 事務局長（青木卓郎君） 別冊の令和7年度上田地域広域連合一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、議案第19号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を25億3,504万9,000円とするものでございます。

はじめに、歳出から御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。上の段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で15万8,000円、目3企画費で17万5,000円の補正増につきましては、NHK放送受信料の契約に伴い、受信料の増額をお願いするものでございます。NHK放送受信料につきましては、全国の自治体で未契約に関する報道がなされており、当広域連合につきましても調査をしたところ、一般会計で所管する車両7台につきまして、車両に搭載されているカーナビゲーションシステムにおいてテレビ放送の受信が可能であることを確認いたしました。今後、業務に必要なものにつきましては、定期点検や車検の機会を踏まえ撤去するほか、テレビ放送の受信機能のない機種に変更してまいります。

次に、下の段、款4衛生費、項2斎場費、目1大星斎場費16万4,000円、目2依田窪斎場費33万7,000円の補正増につきましても、先ほど御説明いたしましたNHK放送受信料の契約に伴い受信料の増額をお願いするものでございます。

次に、最下段、款4衛生費、項5クリーンセンター費、目1上田クリーンセンター費2万円の補正増につきましても、先ほど御説明申し上げましたNHK放送受信料の契約に伴い、受信料の増額をお願いするものでございます。

次に、下から2つ目の段、款4衛生費、項4清浄園費、目1清浄園費420万円の補正増につきましては、施設内で発生した臭気を取り除く脱臭設備等において、老朽化に伴う突発的な故障が発生し、緊急修繕を実施したことから、当初計画していた予算に不足が生じたため、修繕料の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、10ページ、11ページへお戻りください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金で505万4,000円の補正増につきましては、今回の受信料及び修繕費に係る補正の一般財源所要額として計上したものでございます。

次に、議案第20号 令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,546万9,000円とするものでございます。

はじめに、歳出から御説明申し上げますので、28ページ、29ページをお願いいたします。款1総務費、項3認定調査費、目1認定調査費で80万2,000円の補正増につきましては、一般会計同様に、介護保険特別会計で所管する車両7台につきまして、NHK放送受信料の契約に伴い、受信料の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、26ページ、27ページへお戻りください。款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金で80万2,000円の補正増につきましては、今回の受信料及び修繕料に係る補正の一般財源所要額として計上したものでございます。

議案第19号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第1号）から議案第20号 令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）まで一括御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 別冊補正予算書の33ページをお願いいたします。議案第21号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

35ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,547万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、44、45ページをお願いいたします。款1項1目1消防費で274万5,000円を増額し、補正後の予算額を30億5,241万6,000円としたいというものでございます。

内容につきまして御説明申し上げますので、45ページをお願いいたします。今回補正をお願いいたしますのは、節13使用料及び賃借料で274万5,000円の補正増をお願いしてございます。これは、先ほどの一般会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算と同様に、消防特別会計で所管する車両29台につきまして、NHK放送受信料の契約に伴い、受信料の増額をお願いするものでございます。これらの車両につきましても、業務に必要なものは、定期点検等の機会を捉え、テレビ受信アンテナの撤去などの対応を進めており、今後購入する車両に装備するカーナビゲーションシステムにつきましては、テレビ放送の受信機能のない機種を選定してまいります。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、42、43ページにお戻りください。款5項1目1繰越金で274万5,000円の補正増につきましては、今回の受信料に係る補正の一般財源所要額として計上したものでございます。

以上、議案第21号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 一般質問

* 議長（池田総一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

まず、質問第1号、広域連合行政について、宮下議員の質問を許します。

宮下議員。

[17番 宮下省二君登壇]

* 17番（宮下省二君） 上田地域広域連合行政における課題整理と公共施設の将来像について、通告に従いまして、10点について順次質問してまいります。

上田地域広域連合の歩みを見ますと、昭和46年9月1日に上小地域広域行政事務組合が設立され、平成3年4月1日から一部事務組合の統合により、上田地域広域行政事務組合が発足いたしました。更に、平成10年3月31日をもって、上田広域行政事務組合が解散したことから、新たに依田窪広域行政事務組合の斎場事務を継承するとともに、丸子及び東部クリーンセンターを広域連合に移管し、平成10年4月1日、長野県内で初めての設立となる広域連合として、当上田地域広域連合がスタートいたしました。今日まで、実に55年という長きにわたり、広域行政事務事業を展開された歴史を有しております。

そこで伺います。広域連合では、国、県の意向を受け、2度にわたり大きな組織展開をされていきますが、その際の課題はどのように扱われたのか。また、未整理の内容はあるのか伺います。更に、今後の広域連合の展開をどのように捉えているのか伺います。

次に、広域連合として大きな課題となる広域連合管内の10年後及び30年後の人口推計をどのように受け止めているのか伺います。

また、少子高齢化など、人口減少社会を見据えた基本的な事業の在り方の検討は必要不可欠と考えますが、見解を伺います。

次に、広域連合所管の公共施設数及び耐用年数ごとの施設数について伺います。また、耐用年数を超えている施設数はどのくらいあるのか伺います。

今後、建て替えをしようとする施設の建て替え時期をどのような手続を経て進めていくのか伺います。また、建て替え概算総額をどの程度見込んでいるのか、自治体負担割合についても伺いまして、第1問といたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） まず、2度の大きな組織展開を行った際に扱われた課題でございます。昭和46年に広域市町村圏に設定された上田市、丸子町、長門町、東部町、真田町、武石村、和

田村、青木村を関係市町村として、前身である上小地域広域行政事務組合が設立されて以来、国の広域行政推進方針や県の広域調整に基づき、事務の統合や施設の移管など、2度にわたり大きな組織改編を行ってまいりました。1度目は、平成3年の上田地域広域行政事務組合の設立で、2度目が平成10年の上田地域広域連合の設立でございます。組織の改編に伴って行われてきた事務事業の内容につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、上小地域広域行政事務組合では、上小広域市町村圏計画に基づき、消防本部の運営、丸子消防署新庁舎、川辺分署、塩田分署を統合した上田南部消防署新庁舎、東部消防署新庁舎の建設、真田分署の消防署への昇格を行ってまいりました。また、上田勤労者福祉センターの設置及び管理運営の上田市への委託、病院群輪番制病院運営事業費補助事業の開始、田園都市構想事業の指定を受けたリージョンプラザ上田創造館の設置及び管理運営の上田市地域振興事業団への委託等を行ってまいりました。更に、平成元年には、上小地域がふるさと市町村圏に選定され、平成2年には10億円のふるさと市町村圏基金の造成を行いました。この上小地域広域行政事務組合に、昭和56年に設立された上小老人福祉施設組合、また昭和62年に設立された上田地域保健環境施設組合を統合し、平成3年に上田地域広域行政事務組合が発足し、このとき坂城町が関係市町村に加わりました。この上田地域広域行政事務組合では、上小地域ふるさと市町村圏計画に基づき、川西分署、東北分署、真田消防署新庁舎の建設、長門分署、武石分署、和田分遣所を統合した依田窪南部消防署の開設、川西分署、東北分署の消防署への昇格、上田クリーンセンター灰固形化施設の整備、新し尿処理施設清浄園の建設を行ってまいりました。また、平成7年、8年に、計10億円のふるさと市町村圏基金の造成を行いました。そして、平成10年には、上田地域広域行政事務組合を解散し、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備することを目的に、上田地域広域連合が設立され、新たに丸子クリーンセンター、東部クリーンセンターが移管、依田窪広域行政事務組合から依田窪斎場を継承いたしました。

広域連合では、設立以降、5年ごとに策定する上田地域広域連合広域計画に基づき、広域的な観光振興、消防、図書館情報ネットワーク、介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営、地域医療対策事業、ごみ処理広域化計画に基づく事業の実施、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営、斎場の設置、管理及び運営等、17の事務事業を担っており、これまで伝染病舎に係る事務の県への移管、陽寿荘と徳寿荘の民営移管、上田勤労者福祉センターの上田市への移管を行ってまいりました。

また、上田、丸子、東部クリーンセンターの排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、消防職員の市町村から広域連合への身分の移管、消防本部総合訓練場の建設、消防救急デジタル無線の整備等を行い、更に医師の確保をはじめとする地域の医療機能の維持等を目的とした上田地域広域連合地域の医療機能の維持等に対する支援に関する条例を制定いたしました。

また、ごみ処理広域化計画の策定及び2回の改訂を行い、新たな統合ごみ焼却施設、統合ごみ焼

却処理施設の建設に向けて取り組んでまいりました。

上小地域広域行政事務組合、上田地域広域行政事務組合、上田地域広域連合それぞれで法改正や、国、県の意向を踏まえながら、各種計画を策定し、それに基づき今まで申し上げた多くの事務事業を行い、課題解決を図ってきたところでございます。時代により、その時点の課題は様々でございましたが、状況に応じ方針を修正するなど、問題解決を図ってまいりました。現時点におきましても、資源循環型施設建設への取組や新施設稼働までの各クリーンセンターの老朽化対策と延命化、2次救急医療圏域内での完結を目指す地域医療対策事業等、課題に向けて取組中の課題が多くございますが、未整備の課題は特段ないものと考えております。現在広域連合で行っている17の事務事業は、関係市町村との協議の中で共同処理が望ましいとされたものでございます。これらの事務事業は、望ましい事業主体が広域連合なのか、各市町村なのか、または定住自立圏で行うことが適切なのかといったことにつきましては、その費用負担も含めて常に考えていかなければならない重要な課題であると認識しております。

今後の広域連合の展開につきましては、こうした問題意識を持ちながら、関係市町村も含めて検討していく課題であると考えております。

次に、当広域連合管内の今後の人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、管内人口は、令和2年の20万7,902人と比較し、10年後の令和12年には7.2パーセント減少し、19万3,000人に、30年後の令和32年には23パーセント減少し、16万人まで減少することが見込まれております。

また、年齢構成別の人口では、65歳未満の生産年齢人口及び年少人口がともに減少する中、65歳以上の老年人口はほぼ横ばいで推移することから、老年人口の割合は、令和2年の31.6パーセントから令和32年には41.5パーセントと4割を超える推計となっており、超高齢化社会の到来が確実視されております。人口減少により、関係市町村の税収入が減り、財政状況の厳しさが増す中、広域連合で行っている事務事業では、ごみ処理量の減少が想定される一方で、超高齢化社会の到来により、救急、地域医療、介護認定、斎場運営などでは需要が大きく増えることが見込まれます。厳しい財政状況と、事務事業の需要の増大を考えると、より一層効果的で効率的な事務事業の執行が不可欠であり、抜本的な対策を考えていかなければならない時期を迎えていると認識しているところであります。関係市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

当広域連合が保有する公共施設は、行政系施設の消防本部、中央消防署をはじめ、8つの消防署及び消防総合訓練場を加えた9つの消防施設、住民文化系施設の上田創造館、供給処理施設の清浄園、上田、丸子、東部の各クリーンセンター、その他の大星斎場、依田窪斎場の計16施設がございます。公共施設の全体の状況を把握するため、このたび公共施設等総合管理計画を策定いたしましたので、本定例会閉会後の全員協議会で御説明いたしますが、御質問の内容について概要を御答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画におきましては、日本建築学会、建築物の耐久計画に関する考え方に基づき、公共施設の標準的な耐用年数を60年としております。現在、60年を超えて使用している施設はございませんが、ごみ焼却施設である3つのクリーンセンターにつきましては、建屋だけではなく設備も含めて考えたとき、一般的に20年程度が耐用年数と言われております。3クリーンセンター建築後の経過年数は、それぞれ今年度をもって、上田クリーンセンターが40年、丸子クリーンセンターが34年、東部クリーンセンターが32年でございまして、いずれも30年を超えている状況になります。

今後の施設の建て替えにつきましては、5年ごとに策定する広域計画、公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、施設の必要性、利用動向、財政状況を総合的に勘案した上で、関係市町村と十分に協議を行い、合意形成を経て進めてまいります。

施設の建て替え概算総額につきましては、公共施設等総合管理計画において試算しており、今後、消防総合訓練場を除く全ての公共施設の建て替えが完了する令和38年度までの32年間で、大規模改修費及び建て替え費用合わせて372.6億円かかると試算をいたしました。32年間で毎年平均11.6億円かかる試算となります。この372.6億円には、資源循環型施設建設及びそれに関連する清浄園、上田、丸子、東部各クリーンセンターの解体費、合計249.5億円が含まれた数値となっております。これを除くと123.1億円となります。32年間で毎年平均3.8億円かかる試算となります。

施設建て替えに係る自治体負担割合についてでございますが、現在、広域連合規約に基づき、各施設の管理運営費や改修費について各市町村から負担金をいただいております。基本的にこれに基づき負担していただくことになるものと考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 宮下議員。

[17番 宮下省二君登壇]

* 17番（宮下省二君） それぞれ御答弁いただきました。今後は、人口減少時代を反映した新たな広域連合の在り方の議論が深まるものと思われませんが、その対応に対して、次の質問に入ります。

次に、人口減少時代を踏まえた公共施設の在り方については、大胆かつ慎重に進める必要がありますが、県内の他の広域連合の取組状況を含めまして、土屋連合長の見解を伺い、私の質問といたします。

* 議長（池田総一郎君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 全国的に過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える一方、自治体の財政は依然として厳しい状況にあります。老朽化による施設維持費の増大や人口減少、少子高齢化等により、今後の公共施設の利用需要が変化していく中で、公共施設全体の最適化をどのように図っていくかという難しい課題にどの自治体も直面しております。公共施設等

総合管理計画については、都道府県、市区町村では全て策定済みであります。広域連合や一部事務組合では未策定のところもありまして、県内では10圏域の広域連合のうち、長野広域連合、北信広域連合、佐久広域連合では策定されていませんが、それ以外の広域連合では策定されております。計画の有無にかかわらず、課題解決に向け、それぞれの広域連合や関係市町村において、老朽化施設の統廃合、施設の長寿命化、更新費用の負担調整、広域化による処理効率化などの取組が進められております。

当広域連合におきましても、このたび保有する公共施設の全体を把握し、長期的視点に立って、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、関係市町村の財政負担を軽減、平準化し、効率的、効果的な行政サービスの提供に資することを目的とし、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。本計画や上田地域広域連合広域計画に基づきまして、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できるよう、関係市町村と十分な協議を行いながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

* 議長（池田総一郎君） 宮下議員の質問が終わりました。

次に、質問第2号、広域連合行政について、大塚議員の質問を許します。

大塚議員。

[13番 大塚博文君登壇]

* 13番（大塚博文君） それでは、広域連合行政について質問いたします。

主題は広域連合となっておりますわけですけれども、詳細は資源循環型施設建設とごみ減量化の取組について伺います。

まず最初に、資源循環型施設の焼却能力と、その施設の処理量の実態について伺います。第4次上田地域広域連合ごみ処理広域化計画において新しく建設する資源循環型施設の焼却能力は、可燃ごみ減量目標から算出した1日132トン、災害廃棄物の処理を考慮した1日12トンを加算して、144トンを1日に設定するとされています。この能力は、現状の上田クリーンセンターの1日200トン、丸子クリーンセンターの1日40トン、東部クリーンセンターの1日30トンの合計270トンの約半分でございます。既に多分この議論は過去に何回も行われていると思いますが、広域議会の議員となって間もない私にとって、漠然とですが、本当に大丈夫なのかなと感じざるを得ませんでした。ごみ処理広域化計画を詳細に読むと、現状のクリーンセンターは、上田の24時間稼働、丸子は16時間稼働、東部が8時間稼働であることに対し、新しい施設は24時間稼働であることなどから、1日144トンの処理能力で足りると説明されています。計算上、この能力で成り立つことは理解できましたが、高熱にさらされる設備は消耗が激しく、メンテナンスなどとても重要です。サラリーマン時代に設備関連の仕事に携わった経験からすると、このような設備は稼働時間に十分な余裕を取り、メンテナンスをしっかりと行いながら運転していく必要があると考えております。とても不安に感じてしまう

ものです。

一方、処理能力1日144トン、は、ごみ減量化に大きく依存した数値でございます。なかなか難しい問題ではあります、達成率が気になるところです。この達成度合いについて、1回目の質問で実情を明らかにしたいと考えます。

上田、丸子、東部のクリーンセンターの処理量はどのようか。直近5か年の数値と令和7年度の見通しについて伺います。

1回目の質問とします。よろしくお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 資源循環型施設の施設規模である1日当たりの処理量144トンは、令和7年度、ごみ減量化目標値の年間3万5,445トンを基準としております。議員御指摘のとおり、高温処理を行う設備のため、メンテナンスも含めて、年間3か月程度の稼働停止を考慮した計算式によって算出しております。

現在の3クリーンセンター合計の施設規模270トンに對しまして、約半分の規模となる理由でございますが、リサイクル等も進み、ごみ量が大きく減っていること。現在の施設の建設当時は、人口の増加に伴い、ごみ発生量も増加するという右肩上がりの状況を想定し、施設規模を算出したことなどが挙げられます。

3クリーンセンターの直近5か年の処理量でございますが、上田クリーンセンターは、令和2年度に2万8,838トンが令和6年には2万7,368トンとなり、5年間で1,470トンの減。丸子クリーンセンターは、令和2年度の6,096トンが令和6年には5,821トンであり、5年間で275トンの減。東部クリーンセンターは、令和2年度3,794トン、令和6年度3,567トンで、5年間で227トンの減。広域連合全体では、令和2年度3万8,728トン、令和6年度が3万6,756トンとなり、5年間で1,972トンの減となっております。

こうした中、今年度の見通しでございますが、8月時点の速報値で、昨年度と比較して約800トン減量となっております。圏域住民の皆様の御協力により、今年度も減量化が進んでいる状況でございます。しかし、今年度の減量化目標値である3万5,445トンを達成するためには、1,311トンの減量が必要であり、目標達成には厳しい状況でございますが、関係市町村と連携し、さらなるごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 大塚議員。

[13番 大塚博文君登壇]

* 13番（大塚博文君） 答弁いただきました。処理量、目標値に対してかなり近接してきていることは理解できましたけれども、まだまだクリアしていないということでもあります。私の調べた範

困でも、徐々に減ってきてはいるのですが、増減を多少繰り返しており、ちょっと気を許すとまた増えてしまうのではないかなと懸念されるところであります。

ごみ減量に対しては、生ごみの処理、分別、堆肥化などが重要であることは周知のとおりです。私が住む東御市では、生ごみの堆肥化に以前から取り組み、ごみ減量化に大きく貢献してきました。しかしながら、実態をよく見ると、生ごみの処理は最近減少してきています。令和4年542トン、令和5年513トン、令和6年501トンと減少しています。3年間で約7.5パーセントの減少です。ごみ自体が減っていればいいのですが、処理量として減っているというのが気になるところです。人口減少すれば当然生ごみは減るのですが、その比率を上回っています。3年間で約7.5パーセントの減少ということです。生ごみを出すためには水切りをしっかりとする必要がありますが、そのようなことは面倒と感じ、燃やすごみと一緒に出してしまおうようになっているのだらうとも考えてしまいます。一方、電気式の生ごみ処理機の普及などにより減少しているとも考えられます。こういうことであれば問題ないと思います。

可燃ごみの処理量を見てみますと、東御市の場合、毎年減少してきていたのですが、東部クリーンセンターの処理量です。令和6年度に突然77トン増加しています。前年比で2.2パーセントの増加です。何か特定の要因があるのか調査していますが、気になるところです。そして、家庭から出るごみだけでなく、事業系のごみの排出量も気になるところです。何を申し上げたいかという、頑張っただけでなく、事業系のごみの排出量も気になるところです。何を申し上げたいかという、頑張っただけでなく、事業系のごみの排出量も気になるところです。何を申し上げたいかという、頑張っただけでなく、事業系のごみの排出量も気になるところです。何を申し上げたいかという、頑張っただけでなく、事業系のごみの排出量も気になるところです。

そこで、ごみ減量化に主体的に取り組んでおられる市町村の責任者でもある正副連合長に、それぞれさらなるごみの減量化についてどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

2回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 上田市では、平成29年に現在の環境部の中に、ごみ減量化施策の精力的な取組を推進するため、ごみ減量企画室を設置いたしました。ごみ減量企画室では、生ごみ堆肥化機器購入に対する補助率、限度額の引上げ、剪定木等の草木類の資源化の推進、再使用を前提とした古着類の回収、「ぱっくん」による生ごみ堆肥化の実施、やさいまる事業の推進、生ごみ出しません袋の配布など、様々なごみ減量化施策を実施してきております。

また、事業系ごみ減量マニュアルなどの配布、持込みごみについて展開検査の定期的な実施による分別の徹底、収集運搬業者とともに排出事業者を訪問して減量化の啓発を行うなど、事業系ごみについても様々な取組を行ってまいりました。更に、可燃ごみに一定以上含まれる生ごみの資源化を図るため、生ごみリサイクルプランを策定し、生ごみ減量化の取組を進めております。

令和6年度には、生ごみ堆肥化のための有機物リサイクル施設の計画を踏まえた、生ごみの減量、

再資源化施設に関する市民説明会を全10回開催し、市民皆様の御意見をお聞きしながら、今後の施策の在り方について検討を行っています。上田市では、資源循環型施設の建設地であるとともに、圏域の80パーセント以上のごみを排出しており、まさに最大の当事者でありますことから、ごみの減量、資源化に向けて更に鋭意努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

私からは以上です。

* 議長（池田総一郎君） 花岡副広域連合長。

[副広域連合長 花岡利夫君登壇]

* 副広域連合長（花岡利夫君） 東御市におきましても、資源循環型施設に関する基本方針の一つである環境への負荷を低減し、安全で安定した環境に優しい施設を実現するため、焼却処理の対象となる可燃ごみの減量に取り組んでおります。ごみを減量化するには、ごみを出していただく際にしっかりと分別していただくことが重要と考えており、東御市では、ごみの収集日を記載した市民カレンダーに、ごみの分別五十音別表や、ごみの分け方、出し方ポスターを添付し、毎年全戸配布を行っております。

また、新しく東御市に転入された方に対しましては、市民カレンダーに加え、生ごみの分別収集について記載されたパンフレットと生ごみ専用袋を配布し、ごみの分別について御協力をお願いしております。

減量に資する主な事業としましては、各家庭から生ごみを分別して排出していただき、これを回収し堆肥化する生ごみリサイクル施設を平成29年12月から運用しております。令和6年度には、501トンの生ごみを可燃ごみとは分別してお出しいただき、25トンの堆肥を市内の保育園、小中学校、希望される市民の皆様のほうに配布し、御活用いただきました。加えて、生ごみ処理機等購入補助、各家庭で手軽に生ごみ堆肥化を行うダンボール式生ごみ堆肥化講習会、ごみ減量アドバイザーの養成、各種啓発活動等にも継続して取り組んでいます。可燃ごみ量の推移については、生ごみ分別収集前の平成28年度は4,727トンでしたが、これらの取組により令和6年度は3,567トンとなり、1,160トン、24.5パーセントの減量が図られておりますが、先ほど大塚議員がおっしゃられたとおり、令和5年度と比較すると77トンほど増加しております。

今後につきましては、可燃ごみ排出目標達成にはさらなる減量が必要なことから、現在の取組について継続的に推進するとともに、様々な媒体を通じて市民への周知徹底を図り、可燃ごみのさらなる減量、資源化に取り組んでまいります。

* 議長（池田総一郎君） 北村副広域連合長。

[副広域連合長 北村政夫君登壇]

* 副広域連合長（北村政夫君） ごみ減量化の進捗と、さらなる取組に向けました青木村の取組につきまして御答弁を申し上げます。

ごみの減量化に向けた取組といたしましては、まずごみの分別収集を徹底するために、区長会で

ごみの減量化について依頼するとともに、ごみ収集の地区の集積場所に衛生委員による立会いも含めまして分別の徹底を図っているところでございます。

また、広報紙に毎月の可燃ごみの排出日を、そして対前年度比を掲載いたしまして、ごみの減量化について村民の皆さんに呼びかけを実施しています。

中学校では、全校生徒が保護者とともに資源回収を行い、村内のごみの削減に取り組んでおります。この活動が令和7年度の豊かな環境づくり上小地域会長議長賞を受賞いたしまして、表彰式の場で活動内容について講演を行ってまいりました。

ごみの減量化に向けた取組といたしましては、竹の粉碎機を購入いたしまして、村民に貸出しを行い、乳酸菌が豊富な竹パウダーの製品化を行っております。また、このパウダーの購入に対しましては、村から補助金を出して道の駅あおきで販売し、これを活用した生ごみから良質な堆肥づくりの普及を図っております。今年度、更に1台の粉碎機を購入する予定でございます。

また、毎年、村の産業祭において、女性団体連合会が中心となりましてダンボールコンポストの製作を行うとともに、竹パウダーを使った堆肥づくりの講習会を開催し、普及してございます。午前中に当議会の傍聴席に3人の青木村の女性が傍聴しておられましたけれども、この女団連の正副会長さんたちがごみの減量化につきまして青木村のリーダーとして積極的に活動していただいております。

更に、ごみの減量化に効果のある生ごみの処理機、そして生ごみの処理槽の購入に対して補助金を交付しております。業者の皆さんとタイアップいたしまして、全戸に新聞の折り込みチラシを配布するとともに、対象製品を扱っている近隣の店舗に補助制度の周知を図り、実績を上げてございます。

こうした取組によりまして、排出量によりましては5年前と比較いたしまして5.6パーセントの減となっており、今年度の4月から7月の排出量は昨年同期を下回っております。村では、今年度、ごみの減量化、そして、乗って生かそう路線バス、これを2つの大きな村民運動といたしまして、小中学校の子供たちにポスターを書いてもらうなど村を挙げて取り組んでおり、今後ごみの減量化、資源化に努めてまいります。

* 議長（池田総一郎君） 羽田副広域連合長。

[副広域連合長 羽田健一郎君登壇]

* 副広域連合長（羽田健一郎君） 長和町のさらなるごみの減量化に向けた取組等について答弁をさせていただきます。

長和町におきましては、廃棄物問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題の一つであり、近年では、地球温暖化やマイクロプラスチック問題、環境型社会の形成に向けた取組など、環境施策の重要性はますます高まっており、廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化をしております。

このような中、将来にわたり持続可能なごみ処理事業を推進するため、ごみ収集業務における環

境負荷の低減と事業の効率化などを目的とした、令和6年度に長和町廃棄物対策検討委員会を設置いたしまして、ごみの排出方法や分別区分について議論を重ねてまいりました。この中で、平成24年度から分別収集をいち早く取り入れた生ごみにつきましても議論を重ね、年々減少傾向にある排出問題や袋の規格等について検討を行いまして、生ごみとして更に排出していただくため、袋の規格や単価の引下げなど見直しを行いまして、今年度からスタートしたところでございます。分別収集した生ごみの処理につきましては、令和6年2月定例会において宮下議員の質問に答弁をさせていただいているところでございますが、長門牧場の敷地内にあります長和町生ごみ堆肥化処理施設において、下水汚泥等と混合し、堆肥化処理を行いまして、ごみの減量、再資源化等に取り組んでおるところでございます。当町で実施をしております生ごみの分別収集による堆肥化や燃やせないごみの分別収集、また生ごみの減量化機器購入補助金事業を含め、これらはごみの減量、再資源化につながるものでありまして、そのためには住民の皆様様の御協力が必要不可欠であることから、今後も住民の皆様へ、ごみの減量、資源化に向けた取組等周知をいたしまして、御協力をお願いし、町全体でごみの減量、再資源化に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。当町といたしましては、これらの取組を着実に推進することで資源循環型施設建設に寄与してまいりたいと思います。

* 議長（池田総一郎君） 大塚議員。

[13番 大塚博文君登壇]

* 13番（大塚博文君） それぞれ答弁いただきました。引き続きよろしくお願ひいたします。

質問を続けます。24時間稼働施設における環境影響と臭気についてお伺いします。現在の上田クリーンセンターは24時間運転をされていますでしょうが、夜間の運転で排気された燃焼ガスによる臭い問題などありませんでしょうか。上田のような盆地上の地形の場合、夜間の排気が低い土地に滞留し、早朝に臭いが気になることがあると聞いたことがあるためです。新しい施設は確実に24時間稼働になるのですが、環境アセスメント等では問題になりませんでしたでしょうか。深夜だけでも燃焼を停止すれば、このような原因は大幅に減少すると考えます。そのためにもさらなるごみの減量が必要と考えるものでございます。

続いて、資源循環型施設における発電活用の可能性について伺います。新しい施設は資源循環型施設として建設されます。そこから発生される温水の利用については計画がされていますが、発電については明確な記述が見られません。発電は考えておられないのでしょうか。

本年7月に視察を行った神奈川県の高座クリーンセンターでの発電状況は印象深いものでした。まさに資源循環型施設であると感じたものです。

もう一つ質問します。焼却灰のリサイクル化と最終処分場の在り方について、高座クリーンセンターの場合、焼却灰は全て外部に委託してリサイクルしているとのことでした。埋立ての場合より費用は高額になるとのことでしたが、やる気になれば最終処分場は要らないのであるということ

あり、驚きました。当広域連合の場合の現状はどのようでしょうか。そして、新しい資源循環型施設建設に当たって、全てリサイクル化という選択肢はないのでしょうか。

以上3点一括して3回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 現在の上田クリーンセンターは24時間連続運転を行っておりますが、昼夜含めて臭気に関する苦情はございません。一方、資源循環型施設の臭気対策につきましては、搬入車両の出入口にエアシャッターを設置し、臭気が外部に漏れることを防ぐほか、現在の施設も同様ですが、850度以上でごみを完全燃焼し、適切な処理を行うことから、排出ガスによる臭気が発生することはないと考えております。

なお、ごみ焼却施設の24時間稼働につきましては、ごみを安定的に連続して燃やし続けることが可能となることから、効率性や有害物質の排出抑制の観点からも推奨されており、環境影響評価においても特段の指摘はございませんでした。資源循環型施設の稼働後には施設周辺において臭気に係る環境調査を行うなど、安全、安心な施設の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、資源循環型施設の発電の活用でございますが、基本方針の一つに、発生するエネルギーを回収し、資源を循環利用する施設としており、令和5年3月に策定した資源循環型施設基本計画におきまして、ごみ焼却の熱エネルギーで発電するとともに、余熱利用施設への熱供給を検討しております。基本計画では、アクアプラザ上田と同規模の施設へ熱供給をした場合、約2,300キロワットの発電が可能であると試算しており、資源循環型施設は資源を循環する施設として、発電を含め、エネルギーを効率的に再利用する施設としてまいります。

次に、焼却灰のリサイクル化と最終処分場の在り方につきまして、上田地域広域連合ごみ処理広域化計画において、最終処分場につきましては、ごみの自区内処理の観点から、上田地域内での処理を基本とし、広域連合が建設を行う方針としております。現在、クリーンセンターの焼却灰の処理方法は、上田クリーンセンターは主として民間委託による資源化、丸子クリーンセンターは民間の最終処分場で埋立て処理、東部クリーンセンターは東御市直営の一般廃棄物最終処分場で埋立て処分をされております。上田地域内で発生した一般廃棄物は、収集、運搬、処理、処分に至るごみ処理事業全般を区域内で完結させるという自区内処理の原則の観点から、関係市町村が協力して取り組むことが必要であると考えており、最終処分場は広域連合が建設することを基本としております。しかし、一方で、循環型社会の構築への寄与という観点から、焼却灰は埋立て処分のみではなく、焼成や溶融処理などによる資源化、リサイクル化の推進も考慮していく必要がございます。

以上のことから、広域連合としましては、施設基本計画において、最終処分場の建設と民間委託によるリサイクル利用を含めて併用していくことを基本方針として考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 大塚議員の質問が終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時05分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問第3号、広域連合行政について、佐藤議員の質問を許します。

佐藤議員。

[20番 佐藤論征君登壇]

* 20番（佐藤論征君） それでは、通告いたしましたとおり、資源循環型施設並びにごみ処理広域化計画について質問してまいります。資源循環型施設を清浄園用地に建設した際の環境への影響を科学的に立証するための手続として、環境影響評価が令和2年11月に着手され、本年令和7年1月に完了いたしました。これにより、安全、安心な施設であることが科学的根拠として示され、周辺整備や地域要望についても話合いが進んでいるところでございます。その結果、上田地域広域連合として、清浄園用地を資源循環型施設の建設地として決定し、本年6月6日には資源循環型施設建設対策連絡会と資源循環型施設の建設決定に関する基本協定書が締結されました。これまでの間、建設決定に至るまでに御尽力をいただきました地域住民の皆様をはじめ、関係者の皆様に深く感謝申し上げる次第でございます。今回の基本協定書には、次期ごみ焼却施設については、秋和、上塩尻、下塩尻、諏訪部地域には建設しないことが盛り込まれております。統合クリーンセンターごみ焼却施設の耐用年数は、一般的に20年から30年とされておりますが、当広域連合では平成11年に3つのクリーンセンターを1つに統合する方針を定め、平成24年に清浄園用地を候補地として提案してから令和13年度の稼働予定まで実に32年、建設候補地提案からでも19年の期間を要しております。この経過を踏まえますと、次期ごみ焼却施設の建設地を早急に検討、選定することは、次世代に対する大きな責任であり、急務だと考えます。

そこで、次期施設の建設地の選定についてどのように進めていくか、まずお考えをお尋ねいたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 議員御指摘のとおり、平成11年3月に策定した上田地域広域連合ごみ処理広域化計画において、圏域内にある3つのクリーンセンターを1つに統合する整備方針を定めてから清浄園用地が資源循環型施設の建設地として決定するまで四半世紀以上の年月を要してお

ります。平成24年6月に清浄園用地を候補地として提案して以降、地元自治会等で構成される資源循環型施設対策連絡会の皆様とは長年にわたり真摯な話し合いを重ね、信頼関係を築き上げ、本年6月に資源循環型施設の建設地決定に関する基本協定を締結させていただきました。本基本協定におきましては、計画施設の更新に伴う次期施設を秋和自治会、上塩尻自治会、下塩尻自治会及び諏訪部自治会の地域には建設しないと明記いたしました。

一方、ごみ処理を取り巻く状況は変化しており、国は令和6年3月に、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてとの通知を发出し、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、方向性を示しております。この通知では、都道府県が主体となり、2050年を目途とした長期広域化・集約化計画を策定することとしており、今後、長野県が中心となり、計画策定に向けた取組が進められていくものと考えております。

また、同計画においては、現在、上田地域が広域化ブロックの一つとされている区割りを見直し、より大きな範囲でごみ処理施設の整備計画や処理体制を検討することが求められております。資源循環型施設の次期施設につきましては、当広域連合としても、当面は県主体で行われる新たな計画の検討状況を踏まえ、更に広域的な地域のごみ処理について考え方を示しながら検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、上田クリーンセンターをはじめとして、既存の3クリーンセンターの老朽化が著しく、安定的なごみ処理行政を推進するため、まずは資源循環型施設の早期建設に向け、鋭意努力してまいります。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 佐藤議員。

[20番 佐藤論征君登壇]

* 20番（佐藤論征君） 青木事務局長のほうから御答弁いただきましたけれども、選定については感じられていることを確認させていただきました。

それと、答弁の中で、令和6年の国からの通知について、長野県主体で新たな計画の検討をしているということで、それを踏まえてというような答弁だったと思うのですが、御存じのとおり、今、上田市の問題であります。水道事業の広域化、上田から長野の広域化が検討されておりますが、これ国土交通省のほうからやはり通知が出されているところで、本来ですとやはり県が主導でやっていかなければいけないというものであります。それが、私もちょうど上田市議会で所管の委員会に所属しておりますので、他の県、市町村も見てきましたけれども、なかなか長野県、まだ全体としてのビジョンというのが明確でないのかなと残念ながらちょっと感じたところでもあります。そんなところもありますので、県の検討状況を見ているだけというのも、本当に検討するのかなというのがちょっと不安なところがございますので、ぜひ広域連合としても県のほうへ随時働きかけてい

ただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。現在稼働しております3クリーンセンターは、いずれも老朽化が激しく、これまでも延命のために多くの費用を要してまいりました。今回資源循環型施設の建設が令和13年度に稼働開始される見込みとなったことによりまして、延命に係る費用が縮減されることが期待されるわけでありますが、令和13年度までの間の延命維持費用にどのような影響が予想されるかお尋ねいたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 3つのクリーンセンターにつきましては、いずれも一般的に20年程度とされる耐用年数を超え、30年以上稼働しております。6月6日には資源循環型施設の建設地に関する基本協定を締結し、清浄園用地を建設地として決定いたしました。平成11年にごみ処理施設を統合する方針を定めてから四半世紀を要することとなり、修繕及び維持管理委託を中心に多くの費用を要してまいりました。老朽化が進む中、法令に定められた精密機能検査に基づく修繕を実施し、資源循環型施設稼働開始までの延命化に努めてまいりましたが、過去3年間の運転管理料を含む維持管理費は3施設合計で、令和4年度が約6億8,000万円、令和5年度が約5億8,000万円、令和6年度が約7億円となっております。ごみ焼却施設は、圏域住民の健康と衛生的な生活環境を守るため、停止することの許されない施設であり、廃止の決まっている施設ではございますが、適切な維持管理及び修繕を実施していかなければなりません。老朽化による想定外の故障や、施設が古いゆえに修繕に必要な部品調達に苦慮してしまうなど、様々な課題がございますが、新施設稼働まで延命化させるために、特に修繕が必要な箇所を集中的に実施することにより、可能な限り費用の抑制に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、施設の故障によって地域住民へのサービス低下を招かないよう、新施設へ役割を引き継ぐまで、適切な点検や修繕の実施により現施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 佐藤議員。

[20番 佐藤論征君登壇]

* 20番（佐藤論征君） 答弁いただきました。具体的な数字というのはなかなかつかみかねるのかなというような御答弁だったと思えます。いずれにいたしましても、4年、5年、6年と非常に大きな金額を、また増えてきている傾向もあるのかなとちょっと感じたところでございます。令和13年度の稼働が一番目標でございますので、遅れることなく進めていただくことを期待いたします。

次に、最終処分場とごみ処理広域化計画の見直しについてお尋ねいたします。ごみ処理広域化計画においては、最終処分については上田地域内で行うことを基本とし、当広域連合が建設を担うこととされております。更に、建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外が受け持

つことを基本としております。今回、資源循環型施設の建設地が清浄園用地に決定し、令和13年度に稼働を予定していることに伴い、今後どのような予定で最終処分場の建設場所が決められ、整備が進められていくのか。また、これまでの整備方針どおり計画が進められていくのかをお尋ねいたします。

更に、上田地域広域連合ごみ処理広域化計画は、本年度の令和7年度までの計画となっておりますが、ごみ減量化の進展、人口減少の進行、資源循環型施設の令和13年度稼働予定など、状況は大きく変化をしております。先ほどの大塚議員の質問でも指摘をされておりましたけれども、最終処分場についても、地域内埋立てに頼らない考え方も検討すべきでありますし、同じく大塚議員の質問でもありましたが、先ほど正副連合長からそれぞれの市町村においてのごみの減量化の答弁もございました。ごみの減量化は当然必要なことと理解はいたしますけれども、生ごみの処理など、大きな費用を投じて実施することにより財政を圧迫することはあってはならないわけでありまして。今後の経費削減の観点からも、計画の抜本的な見直しが必要であると考えます。ごみ処理広域化計画の見直しにあたり、どのような協議を重ね、新たな計画を策定していくお考えか、お尋ねをいたします。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 上田地域広域連合ごみ処理広域化計画において、最終処分場については、ごみの自区内処理の原則から、上田地域内でのごみ処理を基本に広域連合が建設を行う方針としており、更に建設場所につきましては、関係市町村がそれぞれ負担を分かち合い、連携、協力していくという観点から、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つことを基本としております。最終処分場につきましては、施設から排出される焼却灰の処分先となるため、施設稼働開始時期を見据えながら整備してまいりたいと考えております。

建設地につきましては、数値化、定量化、評価の明確化などの客観性、第三者の参加、地域間の公平性、情報公開、説明会の開催などの透明性に十分配慮し、選定する必要がございます。また、建設地として、土砂災害や洪水などの各種災害に対し安全性が確保されていること。自然環境や住環境に対して影響が少なく、環境保全が配慮されていること。急峻地形、道路整備、地盤改良など、財政的に過度な負担が生じないことなどの条件を満たす必要がございます。現在は、東御市、青木村、長和町の区域内から法令により建設できない区域、土砂災害危険区域などを除外し、建設候補地となり得る地域を抽出するための技術的業務を行っております。今後は、条件の合う建設候補地を抽出し、客観性、公平性、透明性に配慮することはもちろん、地元市町村の協力の下、地域の理解を得て建設地を選定してまいりたいと考えております。

最終処分場の整備につきましては、建設地が決定してから整備基本計画を策定し、測量調査、地質調査、生活環境影響調査などの調査を行い、基本設計、実施設計、更には用地買収を行ってから

ようやく建設工事に着手となり、資源循環型施設と同様に、稼働開始まで長期間の事業となります。資源循環型施設の早期建設を最優先課題として取り組むとともに、最終処分場の整備においても関係市町村と綿密に連携を図りながら、整備方針にのっとって進めてまいりたいと考えております。

次に、第4次ごみ処理広域化計画の計画期間につきましては、令和3年度から令和12年度の10年間であり、その中で定めている可燃ごみ減量化目標値の目標年度については、中間年度である令和7年度、今年度としております。そのため、今年度、可燃ごみ減量化目標値を計画の最終年度である令和12年度として改めて設定することとしております。

また、再設定した目標値に基づき、資源循環型施設の処理量についても再精査を行い、経費削減という重要な観点から、適切な施設規模になるように見直しを行ってまいります。

新たなごみ処理広域化計画の策定は、令和13年度が初年度となり、資源循環型施設稼働開始後におけるこの地域のごみ処理の将来像を描くものとなります。議員御指摘のとおり、現在、ごみ処理を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、先ほども答弁いたしました。今後は国の方針に従い、都道府県が先頭に立って長期広域化・集約化計画を策定することとなっております。今後、広域連合といたしましては、県が策定する長期広域化・集約化計画や関係市町村が策定するごみ処理基本計画と整合を図りながら、住民生活を支える持続可能なごみ処理の在り方を検討し、ごみ処理広域化計画の抜本的な見直しに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 佐藤議員の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

各議案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次回は、10月21日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

午後 2時26分 散 会